平成19年12月11日 作成

(目的)

第一条 本規定は、PSLX技術仕様の普及のための称号としてPSLXエバンジェリストを定め、該当する個人への付与方法および運用について定める。

## (条件)

第二条 PSLXエバンジェリストは、本会の目的に賛同するとともに、PSLX技術仕様の内容を深く理解し、その内容を普及することに強い熱意をもった個人でなければならない。

## (選任)

第三条 PSLXエバンジェリストは、PSLX標準仕様書の勧告のサイクルに合わせ、必要に応じて見直す。

- 2 PSLXエバンジェリストは、標準技術委員会からの推薦を得た後に、PSLXフォーラム委員の投票によって、5票以上獲得することを条件とする。
- 3 理事会は、特別の理由がある場合には、エバンジェリストの称号授与を拒否あるいは 剥奪することができる。

#### (権限)

第四条 PSLXエバンジェリストは、PSLX標準仕様の内容について、自らの解釈にしたがって理解した内容を、本会を代表して第三者に伝えることができる。また、PSLX標準仕様の内容を理解する上で必要な情報を自らの判断で追加し、本会を代表して第三者に提供することができる。

2 前項によってあらたに生成した情報は、事務局あるいは標準技術委員会に報告しなければならない。

### (責任と義務)

第五条 PSLXエバンジェリストは、常に標準技術委員会および関連する他の委員会と 密な連携をとり、最新の技術情報およびその産業界への普及に関する情報を入手する努力 を行わなければならない。

- 2 PSLXエバンジェリストが作成した技術資料の内容に矛盾あるいは誤りがある場合には、すみやかに訂正しなければならない。
- 3 PSLXエバンジェリストの称号を用いて、特定の企業や団体あるいは個人の利益に 結びつく言動や行動をとってはならない。

# (著作物の扱い)

第六条 PSLXエバンジェリストが作成した資料は、本会の著作物として管理し、ホームページ等によって一般に公開する。

2 こPSLXエバンジェリストが作成した資料、PSLX技術仕様の普及のために、他のエバンジェリストは自由に再利用できる。

以上